

2

種類株式と自己信託

司法書士・行政書士事務所リーガルエステート 司法書士 さいとう 齋藤 りょう 竜

自身の相談事例を元に、自己信託をこのように活用できると感じたことを以下に掲載します。

1 自己信託の活用事例

概要

株主構成 発行済数株式数200株（普通株式）

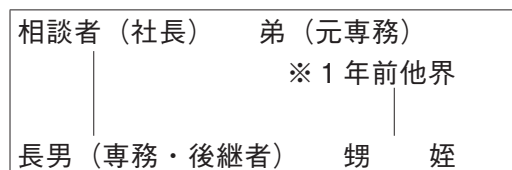
相談者	110株	議決権割合	55%
甥	45株	議決権割合	22.5%
姪	45株	議決権割合	22.5%

現社長（70歳・兄・社長・相談者）と当時専務（弟）で創業した会社。年商10億円、従業員は30人。

当時専務であった次男は1年前に他界し、次男が所有していた株式は次男の子2名が均等に相続しました。顧問税理士による数年前からの株価対策により、生前贈与する見込みができたので、相談者は後継者に生前贈与を行うことを勧められています。

相談者には、子（長男・42歳）が1名おり、会社で現専務として勤務しています。数年後には後継者として子に会社を任せることを考えていますが、当面は自

身で経営をしていく予定です。弟の子（甥姪）にはまだ事業承継について話す時期ではないので、時期を見計らい自社株式の問題の話をしていかなければならないと考えています。



2 種類株式を活用した対策

（1）事業承継対策としての種類株式、属人的株式

事業承継対策のポイントは、自社株式と事業用資産をどのように後継者に承継させるかという点にあります。その中でも特に自社株式については、株式の権利のうち財産権（自益権）と議決権・経営権（共益権）をどのように後継者に承継させるのかが問題になります。

株式の権利のうち、種類株式または属人的株式（株主ごとに異なる定め）を活用することにより、普通株式から承継さ

せる株式の内容を異なる内容の株式とし、財産権があるが議決権（経営権）を制限した株式を後継者以外に承継させ、後継者には議決権（経営権）がある株式を承継させるといった戦略をとることが可能です。

種類株式には様々な内容を組み合わせることができますが、その中でも事業承継に関しては、自益権と共益権についてどのように制限を加えていくかを検討していきます。

① 議決権制限株式

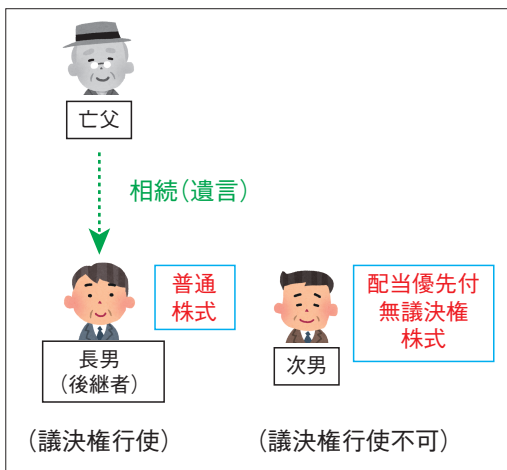
議決権の行使について、制限がついた株式。

例) 後継者でない次男に相続させる株式を無議決権株式とし、長男には議決権ある普通株式を相続させる

② 配当優先（劣後）株式

配当に関して優先（または劣後）の取扱いがされる株式。

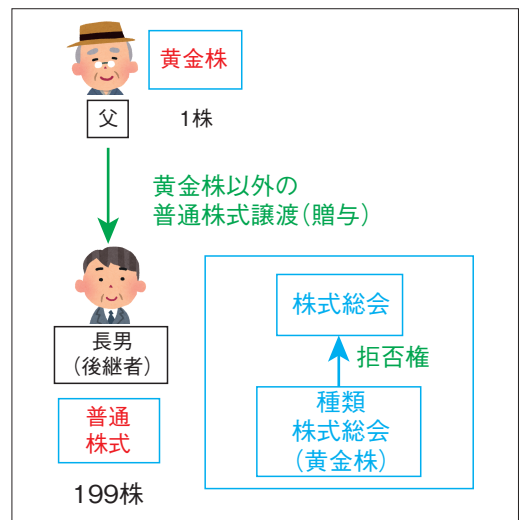
例) 議決権制限株式（無議決権株式）にセットで優先配当をつける。



③ 拒否権付株式（黄金株）

定款に定められた決議事項について、取締役会、株主総会等の決議のほか、その株式を所有している株主の承認を得なければならないと定められている株式。

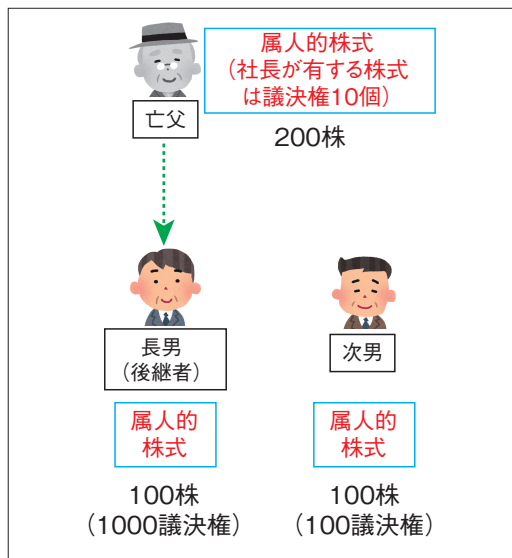
例) まだ完全に経営を後継者に任せられないが、株価評価がゼロのうちに、株式（普通株式）を子に生前贈与し、父親に経営権を残すため黄金株を1株残す。



④ 属人的株式

株主の権利のうち「剰余金の配当」および「残余財産の分配」の権利の全部を与えない旨の定めは無効（会社法第105条2項）だが、どちらかの権利を守れば株式の属人的な定め（議決権、優先配当など）を設定することが可能。

例) 代表取締役社長が有する議決権は1株につき10個など複数の議決権を与えることにより、株式が複数人の子に分散しても後継者である社長の議決権割合が増え、経営権が安定する。



このように種類株式または属人的株式を活用し、議決権・経営権の問題と財産権の問題を分けることにより事業承継対策に活用することができますが、下記のとおり、いずれの対策も導入するためには株主総会等の決議が必要です。

(2) 種類株式、属人的株式の導入の方法

① 種類株式を新規発行する

株主総会決議（特別決議）による定款変更し、新株を発行します。

特別決議→議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。

② 発行している株式の一部を種類株式に変更する

「株主総会の決議」「株式の内容の変更に応じる個々の既存株主の合意」のほか、「他の株主全員の同意」（≒全株主の同意）が必要となります（昭和50年4月30

日民事4第2249号民事局長回答）。

③ 属人的株式を導入する

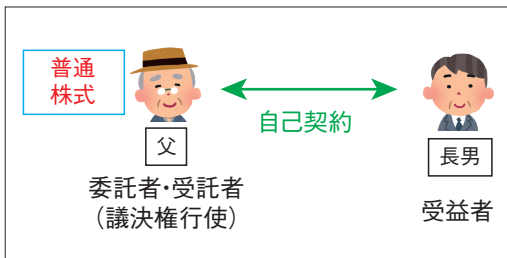
株主総会決議（特殊決議）において定款を変更し、属人的株式を設定します。

特殊決議→総株主の半数以上、かつ総株主の議決権の4分の3以上の賛成が必要となります。

事例のケースでは、拒否権付株式（黄金株）などの導入が検討できますが、種類株式等の新規発行には定款変更決議が必要であり、また、株主が有する既存株式の一部を種類株式に変更する場合にはさらに要件が厳しく全株主の同意が必要となります。そのため、甥姪に話しを通さず種類株式等を導入することはできません。

3 家族信託を活用した対策

家族信託を活用することにより、種類株式を活用した対策と同じ効果を持つことができます。しかも、委託者と受託者間の契約により、株式の種類（内容）を変えず、普通株式のまま受託者に信託することで、配当等の権利は委託者兼受益者（本人）のまま、議決権行使は受託者（後継者等）に任せることができます。たとえ反対株主がいても、その意向にかかわらず、委託者と受託者のみの契約で導入ができ、さらに自己信託であれば、委託者（オーナー）のみの手続きで導入が可能です。



事例のケースでは、相談者が自己信託を行うことで、株主総会等の決議により甥姪を巻き込むことなく自身の判断で財産権を後継者に生前贈与させつつ、議決権・経営権を引き続き行使することができます。相談者の認知症対策とはなりません。判断能力があるうちに（認知症対策を兼ねるのであれば信託監督人などの活用も検討）、後継者への権限委譲のタイミングを見計らって信託を終了させ、後継者に自社株式を渡すといった設計を行うこともできます。

株主の権利		種類株式	家族信託
配当請求	自益権 (財産権)	配当優先株式 属人的株式	受益者 (権利)
残余財産の分配			
議決権の行使	共益権 (経営権)	議決権制限株式 拒否権付株式 (黄金株) 属人的株式	受託者 (名義)

4 まとめ

最近は多くの方から案件を紹介いただくようになり、自社株式の承継など事業承継の問題で家族信託を活用するといった対策の相談を受けるようになりました。今までは、株主総会の承認が得られ

ず事業承継対策などで種類株式が導入できない場合に、家族信託で代用できるといった事例も多々あります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ プロフィール ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



さいとう りょう
齋藤 竜

2013年に横浜にて事務所を開業。その後、不動産登記・相続関連業務を中心に順調に業績を伸ばす。年間500件以上の相続関連の相談を受け、業界誌はもちろんテレビの相続対策に関する特集で取材を受けるなど、相続分野で今注目を集める士業資格者の1人である。

遺言・贈与に留まらず、税理士と提携した相続税対策や保険会社との提携した提案など幅を広げ、相続に関する顧客の課題をワンストップで解決している。また、最近では家族信託にも積極的に取り組み、認知症対策や複雑な相続対策の新しい形を作り上げている。

今後、家族信託に対応できる専門家・コーディネーターをさらに後押ししていきたいと思っており、来年1月には、家族信託の基礎知識のほか、受益者連続型信託の対応方法、お客様への説明・提案方法、信託口座の開設など体系的に習得できるよう、税務研究会より「士業・専門家のためのゼロから取り組む家族信託活用術（仮題）」を出版予定。今まで取り組んできた経験を元に執筆しており事業承継対策における家族信託の活用方法も触れているので、興味のある方は是非ご一読いただきたい。